

令和6年第5回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月11日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について（氷川町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 5 承認第 8号 専決処分の報告及び承認について（氷川町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 6 議案第43号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第44号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第45号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第46号 氷川町保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第47号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第48号 氷川町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第49号 氷川町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第50号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第51号 令和6年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第15 議案第52号 令和6年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第53号 令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第54号 令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第55号 令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第56号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1 番	飯 田 健 二	2 番	西 尾 正 剛
3 番	木 下 厚	4 番	吉 川 義 雄
5 番	長 尾 憲 二 郎	6 番	松 田 達 之
7 番	清 田 一 敏	8 番	三 浦 賢 裕
9 番	上 田 健 一	10 番	片 山 治 洋
11 番	上 田 俊 孝	12 番	米 村

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山 本 昭 義 書 記 三 好 裕 子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	教 育 長	西 村 裕
総 務 課 長	増 永 光 幸	企画財政課長	西 村 憲 志
税 務 課 長	平 山 早 苗	町 民 課 長	坂 本 哲 也
福 祉 課 長	尾 崎 徹	農 業 振 興 課 長	陳 本 野 国 司
農 地 課 長	坂 梨 俊 弘	建設下水道課長	白 丸 浩 二
地域振興課長	村 上 孝 治	会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹
学校教育課長	増 住 豪 二	生涯学習課長	荒 平 健 二
代表監査委員	島 田 博 行		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和6年第5回氷川町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番、松田達之君、7番、清田一敏君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの3日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第26条第1項の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等の報告書が提出されていますので報告します。
次に、今回受理した陳情1件は、資料を配布します。
次に、例月現金出納検査及び定期監査を実施され、その報告書が提出されていますので報告します。
次に、令和6年10月22日から23日まで、監査委員全国研修会が渋谷公会堂で開催され、上田健一議員が出席しましたので報告します。
次に、令和6年11月6日に熊本県町村議会議長会、議会広報研修会がグランメッセ熊本で開催され、議会広報調査特別委員会委員4名が出席しましたので報告します。
次に、令和6年11月13日に、岡山県美咲町議会、議会広報調査特別委員会委員4名及び副議長が先進地研修を行いましたので報告します。
次に、令和6年11月20日から21日まで、愛知県名古屋市議会議員と議会運営や企業立地等について、議長が事前調査及び自主研修を行いましたので報告します。
次に、八代広域行政事務組合議会、令和6年10月定例会及び令和6年第1回八代生活環境事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。
次に、令和6年第2回氷川町及び八代中学校組合議会定例会が開催され、会議結果の報告が提出されていますので報告します。

なお、これらの報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますのでご自由に閲覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

- 日程第 4 承認第 7 号 専決処分の報告及び承認について（氷川町一般会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 5 承認第 8 号 専決処分の報告及び承認について（氷川町一般会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 6 議案第 4 3 号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 4 号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 5 号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 6 号 氷川町保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 7 号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 4 8 号 氷川町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 4 9 号 氷川町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 5 0 号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 5 1 号 令和 6 年度氷川町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 15 議案第 5 2 号 令和 6 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 16 議案第 5 3 号 令和 6 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 議案第 5 4 号 令和 6 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 18 議案第 5 5 号 令和 6 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 19 議案第 5 6 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（米村 洋君） 日程第 4、承認第 7 号、専決処分の報告及び承認についてから、日程第 19、議案第 5 6 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてまでを一括議題とします。

町長の挨拶と提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節、気の一つ大雪を過ぎまして、日に日に寒さが増しておりますけども、議員各位にはご健勝にて日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、松田達之議員には長期の療養からの復帰、誠におめでとうございます。

どうぞこれからもお体に十分注意をされて、ご活躍を頂きますよう祈っております。

本日は、令和6年第5回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、皆さま方には、公私ともにお忙しい中にお繰り合わせご出席を頂きまして誠にありがとうございます。また、日頃より町政の推進にあたりまして、格別のご理解とご協力を賜りおかげをもちまして、各種事務事業も概ね順調に進捗をしております、心より感謝とお礼を申し上げます。

9月22日に予定しておりました、梨マラソン大会につきましては、雷雨のために中止をいたしました。ただ、参加者の皆さん方が当日、やはり現場にいられて、そして雷雨の中に走っておられる方もいらっしゃいまして、それだけ人気のあるマラソン大会かなというふうに思っております、来年度以降もしっかり開催をしていきたいと思っております。

10月6日に氷川町民体育祭秋季大会陸上競技を5年ぶりに開催をいたしました、約1,300名の選手役員の皆さま方の参加を得て、盛会に開催することができました。

10月27日の道の駅ウォーキング大会は好天に恵まれまして、約250名の皆さん方が、秋の氷川町を散策されたところであります。

11月3日に、商工会青年部主催のボタニカルマーケットが開催をされ、約2,000名の来場があったというふうに報告を受けておりまして、盛会だなというふうに思っております。

11月17日から26日まで、全国町村長大会をはじめ全国の組織の大会へ参加するとともに、政府要望活動を実施いたしました。今回特に感じましたのは、先の衆議院選挙の結果を受けて、これまで与党の国会議員の皆さましか参加がなかったんですけども、与野党の議員の皆さま方がそれぞれの大会に参加をされておる光景は、少し新鮮に感じたところであります。

今、国会では予算委員会が開催をされておまして、いろんな質疑があっておりますけれども、私ども地方自治体にとりましては、早く補正予算を通過させていただいて、それぞれの予算の配分を頂きたいというのが私の本音でございます。しっかり議論をした上で早めの補正予算成立を祈っております。

ふるさと納税につきましては、11月末現在で3万1,226件、4億7,050万6,000円の寄附を頂いております。昨年の同時期に比べますと若干少ない状況でございますけれども、例年の状況に比べますと大体例年並みかなというところでございます、今後残り3カ月、しっかりこのふるさと納税につきましても周知をしていきたいというふうに思っております。

また、企業版ふるさと納税につきましては、1件10万円を頂いているところであります。

さて、本定例会に提案いたしておりますのは、承認2件、条例の制定及び一部改正並びにその他9件、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算5件でございます。

承認第7号及び承認第8号は、専決処分した令和6年度一般会計補正予算（第4号）及び（第5号）について、報告をし承認を求めるものでございます。

議案第43号から議案第45号は、人事院勧告に伴い、一般職の職員、特別職及び会計年度職員の給与及び報酬等について、関係するそれぞれの条例の一部を改正するものであります。

議案第46号は、常葉保育所を本年度末において閉所するため、関係条例を廃止するものであります。

議案第47号は、氷川町保育所条例の廃止及び人事院勧告に伴い、議会議員の期末手当の支給率改定を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第48号は、対象施設の廃止及び名称の変更等に伴い、氷川町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第49号は、農業災害補償法の一部改正により、法律名が農業保険法に変更されたため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第50号は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、氷川町下水道条例の一部を改正するものであります。

議案第51号は、令和6年度氷川町一般会計補正予算（第6号）でありまして、歳入歳出それぞれ6億2,309万3,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ91億2,654万9,000円とするものであります。

歳入の主な項目は、国県支出金、寄附金、繰入金で、歳出の主な内容は職員等の給与費、障害児通所給付費、吉野梨自然災害支援事業費、ふるさと納税事業関連費、道路改良費等でございます。

議案第52号は、令和6年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ58万4,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ20億5,350万9,000円とするものでございます。

歳入の主な項目は、県補助金で、歳出の主な内容は、会計年度職員人件費であります。

議案第53号は、令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ138万1,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ16億4,586万1,000円とするものでありまして、歳入の主なものは、繰入金及び繰越金、歳出の主な内容は、会計年度職員の人件費であります。

議案第54号は、令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ259万1,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ2億5,085万5,000円とするものでありまして、歳入の主なものは、繰越金、繰入金、歳出の主な内容は、後期高齢者広域連合負担金及び会計年度任用職員の人件費であります。

議案第55号は、令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第3号）でありまして、歳出に91万6,000円を追加するもので、歳入の主なものは繰入金、歳出の内容は職員の人件費であります。

議案第56号は、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の事務の変更及び規約の一部改正について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議を頂き、円満なるご決定とご承認を頂きますようお願い申し上げます。挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） これから、承認第7号から順次、詳細説明を求めます。

企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 承認第7号と承認第8号について、続けて説明いたし

ます。

まず、承認第7号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月4日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めるものです。

1ページをご覧ください。専決第7号、令和6年度氷川町一般会計補正予算（第4号）です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,631万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,977万1,000円とするものです。歳出について説明いたします。

7ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、10目、財産管理費、10節、需用費の修繕料424万円は、9月22日の落雷により故障した役場庁舎の電話機主装置を修繕するものです。

8ページまでまがりませんが、20項、選挙費、25目、衆議院議員選挙費の1節、報酬から13節、使用料及び賃借料までの合計1,207万3,000円は、10月27日の投開票が行われました、第50回衆議院議員総選挙に係る必要経費を計上したものです。

続きまして、歳入について説明いたします。6ページをご覧ください。

65款、国庫支出金、15項、委託金、5目、5節、総務費委託金1,206万5,000円は、衆議院議員総選挙に係る経費の財源とするものです。

95款、諸収入、20項、5目、5節、雑入423万8,000円は、電話機主装置の修繕に係る共済保険の保険金収入です。

以上が、専決第7号の内容です。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。

これで、承認第7号の説明を終わります。

次に、承認第8号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月24日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めるものです。

1ページをご覧ください。専決第8号、令和6年度氷川町一般会計補正予算（第5号）です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ368万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億345万6,000円とするものです。

歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

40款、5項、消防費、25目、災害対策費、8節の旅費から13節、使用料及び賃借料までの合計368万5,000円は、今年9月に発生しました本半島豪雨に伴い、大きな被害を受けた石川県珠洲市へ半畳畳1,008枚を八代市とともに送るもので、うち360枚分を氷川町が負担するものです。支援物資に係る経費のほか、現地への職員派遣旅費などの関連経費を計上しております。

歳入につきましては、90款、5項、5目、繰越金、5節、前年度繰越金368万5,000円を財源とするものです。

以上が、専決第8号の内容です。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないこと

から専決処分をしたものです。

これで、承認第8号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 議案第43号から議案第45号まで続けて説明いたします。

始めに、議案第43号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、氷川町一般職の職員について、国家公務員に準拠した取扱いとするため、条例の関係規定を整備する必要があるためです。

令和6年人事院勧告の概要は、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置き、全体の給料表月額を引上げ、一時金いわゆるボーナスの支給月数を、年間4.5月分を4.6月分に0.1月分引き上げる勧告となっています。

主な改正内容は新旧対照表でご説明いたします。

7ページをご覧ください。まず第1条関係です。

第14条第2項中の期末手当の支給率100分の122.5を100分の127.5に改め、同条第3項中、定年再任用短時間勤務職員については、100分の68.5を100分の71.25に改めるものです。

また、第15条第2項中、第1号中の勤勉手当の支給率100分の102.5を100分の107.5に改め、同条同項第2号中、定年再任用短時間職員については、100分の48.75を100分の51.25に改めるもので、令和6年12月1日から適用するものです。

次に、8ページから14ページまでの別表第1、行政職給料表中の給料月額を全て改正し、令和6年4月1日から適用するものです。

15ページをご覧ください。第2条関係です。

第14条第2項中の期末手当で、支給率100分の127.5を100分の125に改め、同条第3項中、定年再任用短時間勤務職員については、100分の71.25を100分の70に改めるもので、第15条第2項、第1号中の勤勉手当の支給率100分の107.5を100分の105に改め、同条同項第2号中、定年再任用短時間勤務職員については、100分の51.25を100分の50に改めるもので、令和7年4月1日から施行するものです。

これで、議案第43号の説明を終わります。

次に、議案第44号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり、制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和6年人事院勧告及び氷川町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴う町長等の期末手当の支給率改定並びに氷川町特別職報酬等審議会の答申に基づく町長等の期末手当の支給率改定をするため、条例の関係規定を整備する必要があるためです。

改正内容といたしましては、期末手当の支給月数を、年間3.15月分を3.25月に、0.1月分引き上げるものです。

改正内容を新旧対照表で説明いたします。2ページをご覧ください。第1条です。

第4条中の期末手当の支給率100分の157.5を100分の167.5に改め、令和6年12月1日から適用するものです。

次に、下段の第2条関係です。

第4条中、期末手当の支給率100分の167.5を100分の162.5に改め、令和7年4月1日から施行するものです。

これで、議案第44号の説明を終わります。

次に、議案第45号、氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、氷川町一般職の任期付職員について、国家公務員に準じた取扱いとするため、条例の関係規定を整備する必要があるためです。

主な改正内容を新旧対照表で説明いたします。2ページをご覧ください。

第10条第2項中、特定任期付職員の期末手当の支給率100分の170を100分の175に改め、令和6年12月1日から適用するものです。

これで議案第45号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 議案第46号、氷川町保育所条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

氷川町保育所条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、令和6年度末をもちまして、常葉保育所を閉所するに当たり、児童福祉法第35条の規定に基づき、3カ月前までに都道府県知事へ当該廃止に関する条例の議決証明を添付して、児童福祉施設廃止届出書を提出する必要があるため、関係条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

これで、議案第46号について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 議案第47号と議案第48号を続けて説明します。

議案第47号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和6年人事院勧告及び氷川町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴う議会議員の期末手当の支給率改定並びに氷川町特別職報酬等審議会の答申に基づく議会議員の支給率改定をするため、条例の関係規定を整備する必要があるためです。

主な改正内容といたしましては、期末手当の支給月数を年間3.15月から、年間3.25月分に0.1月分引き上げる内容のものです。

改正内容を新旧対照表で説明いたします。2ページをご覧ください。第1条です。

第6条第2項中、期末手当の支給率100分の157.5を100分の167.5に改め、令和6年12月1日から適用します。

また、下段の第2条関係では、第6条第2項中、期末手当の支給率を100分の167.5を100分の162.5に改め、令和7年4月1日から施行するものです。

引き続き第2条関係になりますが、ページが飛びまして、10ページをご覧ください。

10ページ、表左下、朱書き部分の保育所医を常葉保育所閉所に伴い削除するもので、令和7年4月1日から施行するものです。

これで、議案第47号の説明を終わります。

続きまして、議案第48号、氷川町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、対象施設の廃止並びに名称の変更等により、所要の改正を行う必要があるためです。

主な改正内容を新旧対照表で説明いたします。3ページをご覧ください。

表左側、第4条対象施設の現行欄になりますが、1番下の(15)氷川町保育所条例の廃止に伴い、右側、改正後案において削除するなどの改正を行うものです。

そのほか既に廃止されました条例、施設が記載されている箇所、名称の変更等に伴う箇所の改正を行うもので、令和7年4月1日から施行するものです。

これで、議案第48号の説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長(平山早苗さん) 議案第49号、氷川町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、農業災害補償法の一部改正によりまして、法律の題名が農業保険法に変更されたため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

2ページ目の新旧対照表をご覧ください。

第2条第3項で引用しております法律名が、農業災害補償法から農業保険法に平成29年に改正され、平成30年4月より施行されていたことが判明いたしましたので、今回改正を行うものです。

法改正につきましては、農業経営の安定化を図るために、従来の農業共済事業の見直しと農業収入の減少により、農業経営への影響を緩和するため、農業経営収入保険事業が創設されたことに伴いまして、法律名が改正されたものでございます。

この条例は公布の日より施行いたします。

これで、議案第49号の説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第50号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、下水道法施行例の一部を改正する政令の施行により、条例の関係規定を整備するものでございます。

2ページの新旧対照表をご覧ください。第10条第1項、除外施設の設置等で、第5号、六価クロム化合物1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下を0.2ミリグラムに改め、また、第10号、トリクロロエチレン1リットルにつき0.3ミリグラム以下を0.1ミリグラム以下に改めるものです。

この条例は、公布の日から施行といたします。

これで、議案第50号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 議案第51号、令和6年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

令和6年度氷川町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,390万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,654万9,000円とするものです。

5ページをご覧ください。第2表、債務負担行為の補正です。

追加で、広報ひかわ印刷製本について期間を令和7年度まで、限度額を436万1,000円とし、農業制度利子補給について期間を令和16年度まで、限度額を91万9,000円とし、氷川町地域優良賃貸住宅整備事業管理業務委託について、期間を令和39年度まで、限度額を19億8,003万円とし、給食配送車購入について期間を令和7年度まで、限度額を1,018万9,000円とするものです。

6ページをご覧ください。第3表、地方債補正です。

農林水産業債の限度額を1億3,700万円、土木債の限度額を2億9,040万円にそれぞれ変更するものです。

歳出の主なものについて説明いたします。13ページをご覧ください。

5款、5項、5目、議会費、3節、職員手当等の期末手当33万9,000円は、人事院勧告による支給率改定に伴うものです。

10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、1節、報酬のうち750万円は、人事院勧告による給与改定に伴い、会計年度任用職員の人件費として、2節、給料200万円と、3節、職員手当等366万円は、同じく給与改定に伴い、一般職、特別職の人件費として計上するものです。

10節、需用費の食糧費12万円は、1月にペルーから平岡ルイス様ご夫妻が来町される予定ですので、その際の歓迎会に伴う費用です。

14ページをご覧ください。17節、備品購入費77万8,000円は、役場庁舎ロビーに設置する展示棚を購入するものです。

10目、財産管理費、10節、需用費の修繕料17万1,000円は、国道3号に設置

している町施設案内看板の照明が切れていますため、LED照明に交換をするものです。
15目、企画費、12節、委託料1億5,000万円は、今年度のふるさと納税の寄附目標見込額を3億円増額して総額8億円とし、これに伴い、返礼品代金等を含む業務委託料を増額するものです。

85目、ふるさと氷川応援基金費、24節、積立金3億円は、ふるさと納税の寄附額の増額分を基金に積み立て、事業の財源とするものです。

10項、徴税費、10目、賦課徴収費、12節、委託料170万3,000円は、令和6年分の確定申告などで所得税減税額が確定し、定額減税に伴う調整給付金の支給額に不足が生じる方などへ追加給付をするためのシステム改修にかかる費用です。

15ページをご覧ください。15項、5目、戸籍住民基本台帳費、1節、報酬14万3,000円から4節、共済費2万円までは、給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費です。

12節、委託料124万8,000円は、国が示す標準仕様書に基づき、外国人配偶者の戸籍の身分事項の国籍に加え、地域を表示するための機能整備として、戸籍情報システムの改修にかかる費用です。

16ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費、18節、負担金補助及び交付金89万1,000円は、給与改定に伴い、社会福祉協議会職員の人件費増額分を計上するものです。

15目、障害福祉費、19節、扶助費6,267万2,000円は、それぞれのサービス利用者の増加や、報酬改定により単価が上昇したため増額するものです。

17ページをご覧ください。10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、12節、委託料140万6,000円は、病児・病後児保育事業の国・県の補助単価改正に伴い、増額するものです。

18節、負担金補助及び交付金23万8,000円は、病児・病後児保育事業の国・県の補助単価改正に伴う八代市への負担金を増額するものです。

22節、償還金利子及び割引料391万2,000円は、令和4年度、5年度の出産・子育て応援給付金の実績に伴う国への返還金です。

10目、児童措置費、22節、償還金利子及び割引料887万8,000円は、令和5年度の児童手当支給実績に伴う国への返還金です。

18ページをご覧ください。15目、保育所費、10節、需用費56万円は、常葉保育所の閉所式に向けた看板製作などのほか、消耗品にかかる費用と記念誌の印刷製本費を計上するものです。

15項、福祉センター費、5目、宮原福祉センター費、10節、需用費125万4,000円と、10目、竜北福祉センター費、10節、需用費263万8,000円は、光熱費の高騰や上下水道使用料の増加、竜北福祉センター2階の体育センター空調設備の改修などにより、電気代が上昇したため、それぞれ増額するものです。

19ページをご覧ください。20款、衛生費、5項、保健衛生費、40目、後期高齢者医療事業費、18節、負担金補助及び交付金676万5,000円は、後期高齢者広域連合の精算により、令和5年度分の負担金が確定したことによるものです。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の経営継承・発展等支援事業補助金100万円は、農業後継者がデータ活用経

営や販路開拓などを行うことに必要な経費を支援するもので、国の2分の1補助を財源とするものです。

20ページをご覧ください。同じく負担金補助及び交付金、令和6年吉野梨自然災害秋季防除支援事業補助金499万2,000円は、天候不順や猛暑などによって被害を受けた梨の生産者を対象に、秋季防除に係る農薬代に対してその2分の1を補助するものです。

22節、償還金利子及び割引料136万円は、令和4年度の強い農業づくり支援事業補助金について、事業主体が当初簡易課税で申請して補助金を受領しておりましたが、消費税の確定申告の際に本則課税で申告したため、補助金に含めて受領しておりました消費税分の返還が生じたもので、返還金につきましては、事業主体が負担するものです。

25目、農地費、18節、負担金補助及び交付金は、宇城市の住吉排水機場の蓄電池等の更新事業に係る適正化事業拠出金の負担金として33万5,000円、省エネルギー化推進計画に基づく土地改良施設の電気料金等の高騰分に対する水利施設管理強化事業補助金として12万1,000円を計上するものです。

30目、農産加工研修センター費、10節、需用費59万5,000円は、農産加工研修センターと特産品加工センターについて、光熱費の高騰や上下水道使用料の増加などにより、それぞれ増額するものです。

40目、物産館費、10節、需用費83万8,000円は、老朽化による厨房の換気扇や倉庫の空調機器、充電ユニットの交換が必要な自動車用急速充電器を修繕するものです。

21ページをご覧ください。35款、土木費、10項、道路橋りょう費、15目、道路新設改良費、12節、委託料600万円は、現在測量設計中の町道新田野津橋線の道路拡幅範囲内の補償調査に係る業務委託料を計上するものです。

14節、工事請負費の町道河原鹿島西網道線道路改良工事150万円は、既設道路への取付け工事分として計上し、本事業補助金の適正かつ効率的な執行のため、21節、補償補填及び賠償金の116万9,000円を、工事請負費へ予算を組み替えるものです。

22ページをご覧ください。同じく、工事請負費の町道笠松団地線ほか道路改良工事1,800万円は、解体しました吉本団地の宅地分譲に向けて、団地周辺の道路を整備するもので、町道新田野津橋線道路舗装補修工事2,600万円は、同線の新田側の舗装補修にかかる費用です。

40款、5項、消防費、15目、消防施設費、10節、需用費の修繕料120万円は、水道管の漏水などの修繕を早急に対応したことで、予算不足が見込まれるため、今後の見込み分を計上するものです。

23ページをご覧ください。45款、教育費、5項、教育総務費、10目、事務局費、7節、報償費20万円は、現在作成中の副読本の内容を平岡ルイス様に確認していただく際の連絡等に要するスペイン語の翻訳に係る費用です。

10項、小学校費、5目、学校管理費、10節、需用費93万3,000円は、西部小学校と東小学校の電気料金などの不足分として計上するものと、老朽化した西部小学校の砂場の木枠を取り替えるための修繕料です。

24ページをご覧ください。20項、社会教育費、10目、公民館費、17節、備品

購入費3万8,000円は、町文化センターで使用している掃除機が故障したため購入をするものです。

55款、5項、公債費、5目、元金、22節、償還金利子及び割引料116万9,000円は、災害援護資金貸付金元金の令和6年度分返還額の確定に伴い計上するものです。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

9ページをご覧ください。55款、分担金及び負担金、19項、負担金、5目、民生費負担金、15節、児童福祉費負担金、保育所運営費32万6,000円は、常葉保育所の広域入所受託分に係るもので、病児・病後児保育事業負担金33万6,000円は、同事業の補助単価改正に伴い八代市からの負担金が増額となるものです。

65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、民生費国庫負担金、10節、障害者支援給付費負担金3,133万6,000円は、補装具費支給事業や、障害福祉サービスなどの財源とするものです。

10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金、デジタル田園都市国家構想交付金50万円は、立神峡公園のトイレ改修の財源とするものです。マイナンバーカード交付事務費補助金26万5,000円は、マイナンバー事務に伴う会計年度任用職員の人件費などの財源とするものです。

10目、民生費国庫補助金、10節、児童福祉費補助金46万8,000円は、病児・病後児保育事業の財源とするものです。

10ページをご覧ください。20目、農林水産業費国庫補助金、5節、農業費補助金50万円は、歳出の農業振興費に計上しております、同名補助金の財源とするものです。

25目、土木費国庫補助金、5節、土木費補助金1,817万2,000円は、道路改良事業の財源とするものです。

70款、県支出金、5項、県負担金、5目、民生費県負担金、10節、障害者支援給付費負担金1,566万8,000円は、補装具費支給事業や障害福祉サービスなどを財源とするものです。

10項、県補助金、10目、民生費県補助金、10節、児童福祉費補助金46万8,000円は、病児・病後児保育事業の財源とするものです。

20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費県補助金、12万1,000円は歳出の農地費に計上しております、同名補助金の財源とするものです。

11ページをご覧ください。80款、5項、寄附金、5目、5節、一般寄附金3億円は、11月までのふるさと納税の寄附金額の実績から、今年度の見込み総額を8億円に増額をするものです。

12ページをご覧ください。99款、5項、町債、15目、農林水産業費、30節、過疎対策事業債2,970万円は、農業収入安定化事業の財源として3,930万円、企業立地促進事業の財源として2,670万円を見込んでおりましたが、過疎対策事業債のソフト事業分に係る氷川町の限度額が3,630万円となったため減額をするものです。

20目、土木費、30節、過疎対策事業債3,210万円は、道路事業に係る補償調査業務や道路改良工事の財源とするものです。

これで、議案第51号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第52号、令和6年度氷川町国民健康保険特別会計補

正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和6年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,350万9,000円とするものです。

歳出についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。

30款、3項、保健事業費、10目、保健衛生普及費、1節、報酬から4節、共済費までの総額58万4,000円は、会計年度任用職員の給与改定に伴う補正でございます。次に、歳入についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、10節、特別交付金58万4,000円は、会計年度任用職員の給与改定による増額分を県から交付されるものです。

8ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第52号、令和6年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 議案第53号、令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,586万1,000円とするものです。

7ページをお願いします。歳出をご説明いたします。

5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、10節、需用費6万円は、公用車、介護保険調査と介護予防教室等で利用しております10人乗りワゴン車の燃料代となります。

5款、総務費、15項、介護認定審査会費、5目、認定調査費、1節、報酬75万3,000円、3節、職員手当等36万6,000円は、会計年度任用職員4名分の、今年4月に遡る給与改定に伴う補正でございます。

17款、地域支援事業費、5項、5目、介護予防生活支援サービス事業費、12節、委託料20万2,000円は、総合事業訪問リハビリテーション委託料で対象者の増に伴う補正となります。

次に、6ページにお戻り頂き、歳入は、40款、繰入金、5項、一般会計繰入金、10目、その他一般会計繰入金、5節、事務費繰入金117万9,000円は、一般管理費燃料代、会計年度職員給与改定等の歳出分についての計上でございます。

45款、5項、5目、5節、繰越金20万2,000円は、説明いたしました、歳出17款、地域支援事業費分となります。

これで、議案第53号について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第54号、令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万9千100円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,085万5,000円とするものです。

歳出についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。

10款、5項、5目、後期高齢者医療広域連合納付金、18節、負担金及び交付金の196万2,000円は、後期高齢者広域連合負担金で、令和5年度分後期高齢者医療保険料等負担金の額の確定による追加負担金でございます。

15款、保健事業費、5項、健康保持増進事業費、10目、健康増進事業費、1節、報酬から3節、職員手当等までの総額62万9,000円は、会計年度任用職員の給与改定に伴う補正でございます。

続きまして歳入をご説明いたします。6ページをお願いいたします。

20款、繰入金、5項、一般会計繰入金、5目、5節、事務費繰入金62万9,000円は、会計年度任用職員の給与改定による増額分を繰り入れるものです。

25款、5項、5目、5節、繰越金196万2,000円は、後期高齢者広域連合負担金で、令和5年度分後期高齢者医療保険料等負担金の額の確定による追加負担金に繰入金を充てるものでございます。

8ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第54号、令和6年度氷川町氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第55号、令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、支出に91万6,000円を追加し、支出合計6億324万1,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出の補正と、2ページの第4条、利益剰余金の処分の補正は、前年度の決算により確定した繰越し利益剰余金処分数による補正となります。

次に、収益的支出についてご説明いたします。5ページをご覧ください。

1款、公共下水道事業費用、1項、営業費用、4目、総係費に91万6,000円を追加しています。これは、人事院勧告による職員の給与改定によるものです。

これで、議案第55号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 議案第56号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日限りで、熊本県市町

村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

1 ページの新旧対照表をご覧ください。変更内容は、規約第3条第10号に規定する、住民の交通災害見舞金に関する共同処理する事務から、山鹿市が令和7年3月31日をもって脱退するため、事務を変更し、規約の一部を変更するもので、令和7年4月1日から施行するものです。

これで、議案第56号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。ここで10分間、暫時休憩いたします。

-----○-----

午前11時00分

午前11時07分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、質疑を行います。承認第7号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、承認第8号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第43号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第44号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第45号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第46号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第47号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） さっき、44号がなかったと思うんですが、特別職の報酬については、報酬等審議委員会の答申があります。

町長はじめ議会議員の議案提出に当たっては、当然この答申を受けておられると思いますので、出た意見があればもう少し教えてください。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 吉川議員がおっしゃるとおり、氷川町の特別職報酬等審議会を開催いたしまして、意見といたしまして、少しこの場でお話しさせていただきたいと思います。

特別職が果たす職責の重要性や、職務の困難性それも考慮する必要があるとされた上で、報酬につきましては、平成17年の合併以来、減額措置を行い、その後据置き措置になっていた、給料及び報酬の額については、本年の4月に合併時の額に引上げ改定を行ったという確認をされました。

これにつきましては、県内各町村の類似団体及び、人口規模、その他報酬等の額の確認等を含めて慎重に審議する必要があるのではないかというご意見があり、給与報酬の額の改定につきましては、今後引き続きの審議を要するという事で、据置き、今回は人事院勧告と、それと社会情勢等の状況を鑑み、期末手当の支給月数につきましては、人事院勧告に合わせて支給割合を0.1月分引上げてはどうかというご意見を頂いたところです。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 給与については、据え置くと、一時金については、人事院勧告に基づいて引上げたらという意見だったと思いますが、言葉として、今は生活大変厳しい状況じゃないですか、私は決して議員の給料が高過ぎると思わないんですが、言葉としてどんな声がありましたか、議員に関しては。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 議員活動を活発に展開していただければというご意見はございました。以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。ほかにありませんか。これで、質疑を終わります。

次に、議案第48号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第49号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） この名称がまるっきり変わるんですが、共済それから収入保険の見直しとかいろいろありましたが、今、行っている内容は全てそのまま、入っていくことですか。その法のトップの名称だけが変わったということですか。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 法の名称だけが平成29年の改正では、法の名称だけが変わったということですのでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） ちょっと調べようと思ったんですが、時間が無くてできなかったんですが、内容については一切今までとものを全部踏襲されてるっていうか、入ってるっちゃうことですね。確認していいですね。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 農業保険法ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、平成29年6月16日に成立しております。

農業災害補償法の一部を改正する法律によりまして、法律名が農業災害補償法から農業保険法に改正されたものです。

それまでの農業災害補償制度は、特に作物を対象としたものについては、対象品目は限定的でありまして、加えて、災害などによる収穫量の減少が対象で、価格低下などは

対象外であるなど課題を抱えておりました。

そうすることで、既存の各種作物家畜の農業共済に加えまして、農家の売上げの減少を補償する収入保険を加えた制度となったことから、法律名が改正されております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 農家の人たちに経営を安定化させるために、収入保険の補助をしてるから、その分はどうなのかなってというのがあったんで、今、課長の答弁で分かりました。

○議長（米村 洋君） ほかに、質疑ありませんか。これで、質疑を終わります。

次に、議案第50号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第51号について、質疑ありませんか。

木下厚君。

○3番（木下 厚君） 農林水産事業の第25款の5項、令和6年度吉野梨自然災害秋季防除支援事業の補助金について、ちょっとお伺いしたいと思います。

499万2,000円が申請されていますね。申請者の農家は何名ですか、農業振興課長。

それから、部会での申請が、個人での申請ですか部会の申請ですか、1反当たりの金額の上限は幾らですか。

全生産者に通知はできていますか、お知らせください。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） まず申請者ですけれども、こちらにつきましては、これから申請を受け付けることとなります。

そちらにつきましては、全生産者を対象と考えております。

補償の内容ですが、1反当たり1万6,000円の事業費を対象に、2分の1の補助を計画しております。

周知につきましては、本議会で議決を得ることができましたならば、その後、梨部会の会員につきましては部会を通じて、その他の方に対しましては直接お知らせをしたいと思いますと考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 木下厚君。

○3番（木下 厚君） 私も農家ですので、農業の収入が大変関心があるわけですが、ここに部会の10年間の売り上げ金額を調べてきました。

今年度は前年度より1億1,000万円も減収になっております。

これは基本の方ばかりでございますんで、出ない方もおられます。

それは道の駅の売上げの方もおられるんで、その活動考えますと金額は相当な数になるかと思っております。

氷川町の、特産品であります吉野梨でございますので、やはりこんな時は行政もバックアップしてもらいたいと思いますので、よろしく願いしておきます。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 最初の債務負担行為について、もう少し説明を頂きたいと思うんですが、6ページだったかな。

6ページ、今事業が始まっています、氷川町地域優良賃貸住宅整備事業管理業務の委託が、債務負担行為として、令和39年度までの期間なんですけど、ここでもう少しちょっと説明をしてください。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 今回の債務負担行為の設定ですが、先般、議会のほうにご説明申し上げました、スケジュールのとおり進んでおるわけですが、令和7年度から事業をスタートさせるということで、その前に債務負担行為を設定する必要があります。

事業期間が、令和39年度までということで、合計33年間ということで今回設定する内容ですが、整備費とそれから30年間の維持管理費を計上しております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 当然、町が進める計画でいくと、維持管理も含めて委託をするわけですね。

これは当然、32年間ですか、でやるわけですか、単年度ごとに金額は変わるんですが、大体平均した金額積み重ねて、19億8,000万円になってるんでしょうか、その点はどうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 先ずもって整備費にかかりましては、国庫補助金がございます。

国庫補助金がございますので、当該年の令和9年度につきましては、国庫補助金が加算された額で計上しております。

その後30年間につきましては、維持管理費等を計上しております。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに、質疑ありませんか。

飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 歳入、65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金の中の今回、物価高対応重点支援地方創生臨時交付金というものが移ってきているみたいですが、こちらの用途に関しては歳出の中でどこに反映されていくのかっていうのをちょっとお聞かせください。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） ただいまの交付金につきましては、歳出14ページになりますけれども、14ページの下段の10款、総務費、10項、徴税費、10目、賦課徴収費、こちらの委託料になります。以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。ほかに、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 先ほど木下議員のほうからありましたが、梨は今回出てるんですが、議員の中では、ミカンと柿とかもあるんだがどうなってるのかというのが、課長のほうに話があったと、事前にあったたでしょう。

それは、今回は、当然、出ていないんですが、これからそういうのを、検討されてる

んですが、議会運営委員会の時に、議員の中からそういった意見がたくさんあったと思うんですが、議長も心配して、ミカンも大変だよとかいう話があったのですがその点はどうですか。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 梨につきましては、春先から夏場の時点で収量の大幅減の報告を受けておりまして、梨部会からの陳情等によりまして、その影響の対応がつかめておりましたことから、今回の対応予算を計上させていただいたところでございます。

ミカン等他の果樹につきましても、被害が大きいと聞いておりますので、現在、情報を収集しているところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 19ページに25款、5項、10目、18節の負担金及び補助金で、経営継承発展等支援事業補助金100万円組まれています。

これは国が事業でもあって半分は国が持ちますよと、残り半分为市町村が負担するということになっていますが、これちょっと調べてみたら、地域の中心に経営体等の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画を作っていればいいというふうになってるんですが、当然、今回の対象になっている部所も、もうその計画の対象になっているんでしょうか。市町村が半分、出さなくちゃいけない、上限が100万円となっています。

こういう事業は積極的に取り組んでもらって、事業を自分とこの事業発展に使えるっていただきたいなという気もするんですが、今回出されてる予算については、先ほど言いましたそういった計画を持っておられるところですか。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 今回の事業される方につきましては、経営発展計画を定められまして、その計画について承認が得られております。

内容としましては、会社全体のブランディングとしまして、同デザインの作成や、ホームページ作成、また、データ管理の関係でクラウドシステムの導入等を挙げられております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） いい事業だなと思ったんですね、販路の開拓だとか、新品種の導入、営農の省力化とそういったのが対象になっているわけですので、分かりました。

私はあと一つ、建設下水道課長に今回工事計画が幾つかあります。分かる図面をどこか場所が特定できる図面の提出をお願いします。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 図面につきましては、議会事務局のほうに、後ほどお上げしておきます。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに、質疑ありませんか。これで、質疑を終わります。

次に、議案第52号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第53号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
次に、議案第５４号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
次に、議案第５５号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
次に、議案第５６号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午前１１時２８分